

● I 条文の構造を見抜く

旨い寿司屋はこれで分かる？
「イカ若しくは赤身又は玉」から注文

—「又は・若しくは」「及び・並びに」の使い分け—

筋金入りの理屈屋を利用する

法律は、筋金入りの理屈屋です。

こう言うと「難しいのってイヤ」と言われそうですが、案外そうでもありません。言いたいことは、一定のルールにのっとって表現されているのですから、このルールさえ分かれば法律の「微妙な気持ち」さえ、気づくことができるのです。気まぐれな部長や取引先の考えていることを推し量るよりよっぽどカンタンです。

それだけではありません。このルールを身につければ、文書でも、会話でも、ビジネス

に求められる「論理性」を高めることができます。

コンプライアンスが声高に叫ばれる世の中ですが、こうした筋道立てた思考力や表現力は大きな武器となるでしょう。用字や用語の理解はそうしたルールの第一歩といえます。

まずは、法律用語、そのなかでも「条文の構造を見抜く用語」を理解しましょう。

最初に紹介するのは「又は」と「若しくは」の読み解きです。

「又は」と「若しくは」で伝える旨い寿司屋の見分け方

「又は」は、英語の「or」にあたり、複数の要素を選択の意味で並列するものです。「A又はB」「A、B又はC」と表現されます。つないで並べようとする事項が同じグループに属するものであれば、いくつあっても「、」でつないで、最後に「又は」を使って並べることができます。

ところが、並べようとする事項が、いくつかのグループに分けることができるときには、「又は」は一番大きなグループ同士をつなぐときに使い、その他のグループでは「又は」に代えて「若しくは」を使います。

たとえば、こんな風にです。

「お寿司屋さんの良しあしは、意外に地味な寿司ネタで分かるといってもいい。イカ若しくは赤身又は玉と呼ばれる卵焼きに手抜きがないなら、まず、その店は名店といえるだろう」

ここで疑問が起きます。

これらの寿司ネタは「イカ、赤身又は玉と呼ばれる卵焼き」と単純に並べてもよいのではないのでしょうか。

もちろん、単純に並べることも可能です。

しかし、単純に並べなかったところに筆者の意図を感じとるべきなのです。

この場合には「お寿司屋さんだから魚で良しあしが分かるのは当然だけど、意外なことに、卵焼きでも分かるものだよ」という意図が作者にあるといえます。

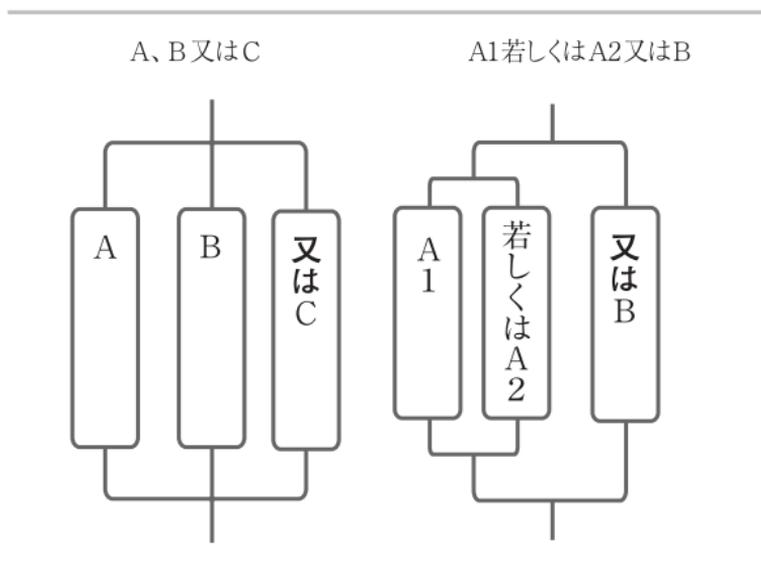
つまり「又は」と「若しくは」を使っているのは、ある価値判断に基づいてグループ分けをしているのです。

法律についても同じことがいえます。

たとえば『A1若しくはA2又はB』の場合には届け出なければならない」とあるとします（図1）。そこには、届出を課すことの必要性との関係で、A1・A2の場合と、Bの場合で少し違う要素があるということを、法律が表しているのです。

『グループ分けをしているのはなぜか』を感じつつ『又は』と『若しくは』を読む。時には、法律の「記号」の使い方が自分の感覚と合わない場合もありますが、その場合にこそ「どうして、ここでグループ分けしたのだろう」と立ち止まって考えなければなりません。そうすれば、きつと、その規定の意味をより深く理解することができるはずです。

図1 「又は」と「若しくは」



個人情報保護法の「又は」「若しくは」

では「又は」・「若しくは」から実在の条文の構造を読み解いてみましょう。次の条文は個人情報保護の保護に関する法律（個人情報保護法）の条文です。

○個人情報保護法

（第三者提供の制限）

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～三 略

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務